

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-89:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-89 部：業務用冷凍冷蔵機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第1部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条15 15.101 箇条22 22.6 22.102 22.105	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条15 耐湿性等 15.101 きょう（筐）体、庫内の内壁又はきょう（筐）体の上面にある、容器から液体がこぼれるおそれがある機器は、液体のこぼれによって電気絶縁物に影響を及ぼさないような構造でなければならない。 箇条22 構造 22.6 自動温度調節器は、温度を感知する部品を除き、蒸発器と接触させて配置してはならない。 22.102 断熱材の内部に位置し、断熱材と接触している絶縁ワイヤヒータ線及びその接合部は、水の有害な浸入に対して保護しなければならない。 22.105 フリースペースをもつ機器の扉及び蓋は、内側から開けることができなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-89:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-89 部：業務用冷凍冷蔵機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条19	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 機器は、異常運転又は不注意運転によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.1 7.12	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 機器には、次の表示をしなければならない。 － 電熱装置の入力。単位はワット (W) とする。ただし、入力が100 Wを超える場合 － 霜取装置の入力。単位はワット (W) とする。ただし、霜取装置の入力に相当する電流が機器の定格電流より大きい場合、等 7.12 取扱説明書には、各棚の最大積載量に関する情報を含め記載しなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条22 22.16 箇条23 23.3	箇条22 構造 22.16 自動式巻取り機構は、耐久試験の結果、異常を生じてはならない。（第1部の規定による。） 箇条23 内部配線 23.3 内部配線は、折曲げ試験の結果、異常を生じてはな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-89:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-89 部：業務用冷凍冷蔵機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条25 25.14 箇条31	らない。(第1部の規定による。) 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.14 シースなしの平形電源コードは、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。(第1部の規定による。) 箇条31 耐腐食性(第1部の規定による。) 腐食によって機器がこの規格に適合しなくなるおそれがある鉄製の部分は、防腐食対策を十分に施さなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条29 29.2	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 29.2 機器の通常使用による結露によって汚染にさらされないように、絶縁物が囲われていない又は位置していない場合、機器の絶縁物は、汚染度3であって、250以上のCTI値をもっていなければならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条21 21.101	第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条21 機械的強度 21.101 使用者が接触することが可能なランプは、機械的衝撃に対する保護に関する試験を行うとき、ランプとの接触がないように、機械的衝撃から保護されなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-89:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-89 部：業務用冷凍冷蔵機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第 1 号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条8 8.1.1	第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による。 箇条8 充電部への接近に対する保護 8.1.1 機器が、着脱できない部品を取り外した後に、有識者によって運転条件下での調整を必要とする部品をもつ場合、充電部に触れる状態になってはならない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条13 箇条16 箇条22 22.5 箇条27	箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。） 箇条16 漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.5 通常使用時に差込プラグのピンに触った場合に、充電されたコンデンサからの感電の危険がない構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条27 接地接続の手段（第1部の規定による。） 絶縁不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス0I機器及びクラスI機器の可触金属部は、接地極に確実に接続しなければならない。	
第八 条	絶縁性能の保 持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条11 箇条13	箇条11 温度上昇（第1部の規定による。） モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第1部の規	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-89:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-89 部：業務用冷凍冷蔵機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条14 箇条16 箇条17 箇条19 箇条29	定による。) 箇条14 過渡過電圧（第1部の規定による。） 機器は、発生する可能性がある過渡過電圧に耐えなければならない。 箇条16 漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。） 箇条17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第1部の規定による。） 変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ機器は、通常使用時に生じる短絡においても、変圧器の巻線は規定する値を超えてはならない。 箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、絶縁物の温度上昇は規定する値を超えてはならない。 箇条29 空間距離、浴面距離及び固体絶縁（第1部の規定による。）	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.101 19.102	第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条19 異常運転 19.101 補助電熱素子は、異常時の場合であっても火災の危険が生じないような形状（寸法）及び位置に配置しなければならない。 19.102 機器は、異常運転の場合でも、火災の危険を生じ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-89:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-89 部：業務用冷凍冷蔵機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ない構造でなければならない。	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11	箇条11 温度上昇（第1部の規定による。） 通常使用時に継続して手で保持する、又は短時間だけ保持する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。	
第十一條 第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.101	第1部の第十一条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.101 ランプホルダは、通常の使用状態で緩みが生じないように十分に固定していなければならない。	
第十一條 第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.102 箇条21 21.102	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条19 異常運転 19.102 機器は、異常運転の場合でも、機械的危険を生じない構造でなければならない。 箇条21 機械的強度 21.102 飲料を陳列又は保存するための機器内の棚は、十分な機械的強度をもたなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-89:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-89 部：業務用冷凍冷蔵機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 箇条22 22.22 22.23 22.41 箇条32	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。） 22.23 機器には、PCBを含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第1部の規定による。） 箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の規定による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条32	箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の規定による。） 機器は、有害な放射線を発生してはならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.7 19.9	箇条19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-89:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-89 部：業務用冷凍冷蔵機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				<p>をもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条22 22.40 22.40 遠隔操作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>22.49 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>22.50 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>22.51 22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条30 30.2.3 30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。（第1部の規定による。）</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-89:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-89 部：業務用冷凍冷蔵機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 箇条20 20.2 箇条22 22.10	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き起こす引き金となってはならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはならない。（第1部の規定による。）	
第十五条第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.8	第1部の第十五条第3項に該当する規定によるほか、次による。 箇条11 温度上昇 11.8規定の試験中、電動圧縮機の自動復帰形感熱式モータ保護装置以外の保護装置は、作動してはならない。安定状態になったとき、電動圧縮機の感熱式モータ保護装置は、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-89:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-89 部：業務用冷凍冷蔵機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					作動してはならない。	
第十六条	保護協調及び 組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電システムや組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条25 25.2	第1部の第十六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.2 商用電源で運転する機器は、次の場合を除き、複数の電源への接続手段を併用してはならない。 － 複数の完全に独立する装置を、一つのきょう（筐）体によって組み込む機器の場合 － 回路相互間を十分に絶縁している機器の場合	通則
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.11 19.11.4 箇条29	箇条19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の2端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、溶融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条29 空間距離、浴面距離及び固体絶縁（第1部の規定による。） 機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるの	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-89:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-89 部：業務用冷凍冷蔵機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					に適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.15 7.101	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.15 照明ランプのワット数の表示は、ランプ交換時に容易に見えなければならない 7.101 全ての等電位接続端子には、規定の記号を表示しなければならない。これらの記号は、ねじ、座金又は導体を接続するときに取り外すことができる他の部品に表示してはならない。	
第二十条 条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示するこ	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-89:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-89 部：業務用冷凍冷蔵機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		と。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 2 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機 器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、 かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事 項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第 二 十 条 第 3 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装 置を有するものを除く。）及び電気脱水機 （電気洗濯機と一体となっているものに限	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-89:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-89 部：業務用冷凍冷蔵機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	る表示)	り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十 条第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示)	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—